



# 【千葉市農業委員会】 農地・農業に関する 無料法律相談を行っています！



対象者 (相談内容)	千葉市在住の個人で、農地・農業に関する法律上の問題（相続・売買・賃貸借など）でお悩みの方を対象に、弁護士（千葉市農業委員会委員）が面談で応じます。（費用無料） ※業務として農地の転用・転売等に関係する方は対象外です。
相談日時	【相談日】 令和元年 9月13日（金）、10月16日（水）、11月15日（金）、 12月16日（月） 令和2年 1月17日（金）、2月17日（月）、3月16日（月）  【時間】 午後1時30分～午後4時30分 ※相談時間 1人50分（定員3人）
相談場所	千葉中央コミュニティセンター2階 相談室
申込方法	○事前申込（予約制）  ○千葉市農業委員会事務局まで、電話または窓口にてお申し込みください。 ※申し込みの際には、住所・氏名・電話番号（原則として携帯電話）・相談内容の概略・希望日をお伝えください。希望日に空きのある場合に時間帯を指定いたします。  【千葉市農業委員会事務局】 （住所）千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター2階 （電話）043（245）5767  ○受付締切 相談日の前々開庁日の午後5時  ○相談をキャンセルする場合 やむをえず相談をキャンセルする場合は、相談日の前開庁日までにその旨ご連絡ください。無断で相談をキャンセルされた方については、その後の相談申込をお断りする場合があります。
相談方法	面談のみ（電話でのご相談には応じることはできません。）
相談員	弁護士（千葉市農業委員会委員） ※千葉市農業委員会事務局職員が同席します。
ご利用にあたって	○秘密は厳守します。 ○法律相談時間は、お1人50分です。 ○相談時に、参考資料と経緯等を簡単にまとめたメモをお持ちください。 ○無料相談は、広く皆様にご利用いただくため、同じ方からの同じ案件に関する相談は1回までです。